

2018年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《12:30～14:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

以下の〔共通事例〕を読み、〔事例1〕について〔設問1〕（1）及び（2）、〔事例2〕について〔設問2〕（1）及び（2）にそれぞれ答えなさい。
なお、〔事例1〕と〔事例2〕は相互に全く関係がない。

〔共通事例〕

Aは、2009年1月末日、消費者金融を営むB株式会社（以下「B社」という。）との間で300万円の金銭消費貸借契約を締結し、毎月、月末日に5万円ずつ5年間で返済することにし、仮に1回でも返済を怠った場合には、残返済金について、直ちに期限の利益を喪失すると合意した。そして、同契約締結時にAの債務についてCが連帯保証人となった。ところが、Aは、2010年秋、勤務先を解雇されて収入がなくなり、2011年2月末日には、同月分の支払いができなかった。Aは、その直後に行方をくらまし、行方がわからなくなった。

なお、以下では、利息制限法や元本300万円に対する利息については一切考えないものとする。また、解答にあたっては、B社のA及びCに対する債権が商事債権（商法522条参照）であることを考慮するものとする。

〔事例1〕

（〔共通事例〕に続き）その後、2015年11月、B社の担当者B1は、「このままではまずい」と考え、行方不明のAではなく、同年11月末日、Cに対して内容証明郵便による督促状を送ることにした。

〔設問1〕

- （1）B1が下線部のように考えた理由を条文を明示しながら答えなさい。
- （2）B社がCに上記督促状を送った場合、C及びAとの関係で、それぞれどのような法的効果があり、さらに、B社としては督促状の送付だけで十分か、答えなさい。

〔事例 2〕

（〔共通事例〕に続き）Aは、2016年4月、それまでB社から何の連絡も受けなかったが、B社の担当者B1と偶然出会い、2011年2月に支払いが出来なくなって以降の残金を請求され、その日当座もち合わせていた5万円を支払った。Aは、翌日になり「しまった」と思ったが、翌々日、B社はさらなる残金の返還を求めて来た。なお、Cは、2015年12月、B1の取立てに応じて、B社に対して、一度だけ弁済（5万円）をしていた。

〔設問 2〕

（1）Aが、下線部のように思った理由を踏まえながら、B社による残金の請求を拒めるか、答えなさい。

（2）その後、Aが残金を支払わないので、B社はさらにCに残金を請求したが、Cはこれを拒絶することができるか、答えなさい。

【出題趣旨】

■設問 1

商法 5 2 2 条の商事消滅時効による 5 年の消滅時効にかかる債権について、時効完成前に債権者から連帯保証人にした催告の効果(民法 1 5 3 条)が、どのような場合に中断効を生じる(民法 1 4 7 条)か、について問うものである。

■設問 2

時効完成後になされた債務の一部弁済は、債務の承認にあたるが、債務者が消滅時効完成の事実を知らなかった時でも時効を援用できるか(最判昭 4 1・4・20 参照)と、主債務者が承認した場合には、連帯保証人は時効を援用できないか、を問うものである。

【解説】

[設問 1] (1)

- ・会社法 5 条および商法 5 2 2 条により、5 年で A の主債務の消滅時効が完成することの指摘(3 点)(※なお、商事時効については、民法の教科書で触れられている<例:内田(貴)・民法 I [第 4 版] 3 1 0 ページ、山田(卓)ほか・民法 I [第 3 版補訂] 2 5 6 ~ 2 5 7 ページ>) 場合も多いが、あくまで民法の出題であることを考慮した)。
- ・起算点は、A が期限の利益を喪失した 2 0 1 1 年 3 月 1 日であることの指摘(4 点)。
- ・そこで、2 0 1 6 年 3 月 1 日、主債務の消滅時効が完成すると B 1 が考えたとの指摘(4 点)。
- ・さらに、C の連帯保証債務の消滅時効期間も 5 年であり、同年同月、それが完成すると B 1 が考えたとの指摘(4 点)(以上合計 1 5 点)。

[設問 1] (2)

- ・内容証明郵便の送付は催告にあたり、民法 1 5 3 条により、債務者に対して、当該債務について、暫定的な時効の中断効が生じることの指摘(4 点)。
- ・連帯保証人への催告は、民法 4 3 4 条(履行の請求)が準用され(民法 4 5 8 条)、主たる債務者に対しても暫定的な時効の中断効が及ぶ旨の指摘(4 点)。
- ・ただし、民法 1 5 3 条によれば、6 か月以内に裁判上の請求(民法 1 4 7 条)をしないと中断の効力がないことの指摘(4 点)。
- ・そこで、B 社(B 1)が 2 0 1 5 年 1 1 月末日に督促を送っても、2 0 1 6 年 5 月末までに訴訟等を提起しないと中断の効果はなく、時効は完成することの指摘(3 点)(以上合計 1 5 点、総計 3 0 点)。

[設問2] (1)

- ・ Aの主債務の消滅時効は、それまで中断行為がなされず、2016年3月1日で完成するが、援用しないとその効果は生じないことの指摘(4点)。
- ・ 判例(最判昭41・4・20)によれば、時効完成後に債務者の承認があった場合、債務者が時効の完成を知らなくも、信義則上その援用は許されないことの指摘(4点)。
- ・ Aが、2016年4月に5万円の一部弁済をしたことは、時効完成後の債務の承認にあたり、時効の援用権を喪失するので、その後の時効の援用は許されない(4点)(以上合計12点)。

[設問2] (2)

- ・ Aが消滅時効の援用権を信義則上喪失しても、時効利益の放棄の場合と同様に、B社との間の相対的なものであるから、喪失の効果はCにその効力は及ばない。そして、保証人は主債務者の援用権を有する(判例)から、Bは、Aの消滅時効の完成を前提として、Aの消滅時効を援用できる(4点)。
- ・ また、Cは、時効完成前の2015年12月、B社に5万円を支払ったことにより、自らの保証債務については消滅時効が中断(承認、民法147条3号)している。しかし、保証債務の承認の効力は、仮に保証が連帯保証でも主債務に及ばない(民法458条参照)から、時効の完成した主債務の時効を援用する妨げにはならない(4点)。(以上合計8点、総計20点)。

【講評】

出題文において、だいぶヒントを出したつもりであったが、満点の半分以上出来た人は、そう多くはなかった。ただ、連帯保証における連帯債務の規定の準用、暫定的な時効の中断と確定的な中断効の関係など、条文にあることが多く、判例など特に知らなくても解答できるはずの問題が多いので、無理難題を課しているわけではないと思う。なお、B社の債権を「定期金債権」と考え、民法169条により答えた人がいたが、債務者が期限の利益を喪失すれば、残債務は一括して支払うべき債務となり、期限の利益喪失時から消滅時効が進行するので、誤解なきように。